

# 医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

## Web 追補 No.15 (平成 29 年 10 月号)

平成 29 年 10 月 6 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成 29 年 9 月 22 日 厚生労働省告示第 300 号
  - 平成 29 年 9 月 29 日 保医発 0929 第 8 号 (平成 29 年 10 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016\_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
475	右	上から 5 ~ 6 行目	胃癌又は大腸癌	胃癌, 大腸癌又は非小細胞肺癌
475	右	上から 6 行目	胃癌又は大腸癌	胃癌, 大腸癌又は非小細胞肺癌
475	右	上から 10 行目	[次行に追加]	(平 29. 9. 29 保医発 0929 8)
480			[D007 血液化学検査の「55」プロカルシトニン (PCT) 半定量の所定点数 (310 点) を準用する項目として追加]	◇ インフリキシマブ定性 ア インフリキシマブ定性は、D007 血液化学検査の「55」プロカルシトニン (PCT) 半定量の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者 1 人につき 3 回を限度として算定できる。 ㊦ (平 29. 9. 29 保医発 0929 8)
1321	—	上から 9 行目	(最終改正;平成28年3月4日 厚生労働省告示第53号)	(最終改正;平成29年9月22日 厚生労働省告示第300号)
1353	—	下から 19 行目	第12条の 4	第12条の 5

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。